

埼玉県食中毒対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「食中毒処理要領」(昭和39年7月13日付け環発第214号)のⅡに基づき、食中毒若しくはその疑いのある事例(以下「食中毒等」という。)の発生時において、迅速かつ的確に対応するため、対策の基本方針、集団発生時の対策本部の設置要項及び平常時における準備等について必要な事項を定める。

(対策の基本方針)

第2条 食中毒発生時における対策の基本方針は、以下のとおりとする。

1 食中毒等発生時の対応

食品衛生法第58条から第60条までの規定並びにこれらの規定に基づく政令及び省令並びに「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」(平成9年3月24日付け衛食第85号)に基づき、適切に原因究明及び健康危機管理対策を実施する。

2 食中毒等発生時の対策

「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成15年8月29日厚生労働省告示第301号)の第三の七に基づき、必要に応じて関係部局への情報提供及び当該関係部局との密接な連携を図るとともに、被害拡大防止のため迅速な原因究明調査の実施、必要な情報の迅速な公表を行う。

なお、食中毒に関する公表等は「埼玉県における食品衛生法違反に関する公表要領」(平成18年5月29日付け生衛第221-1号)等で別に定める。

3 「埼玉県食中毒処理要領」に基づく事件処理

食中毒発生時の具体的な事件処理については、「埼玉県食中毒処理要領」(平成4年4月24日環衛第150号。以下「要領」という。)に基づき、適正かつ統一的に事件処理を実施する。

また、この要領は「埼玉県危機管理指針」(平成16年10月策定)及び「埼玉県健康危機管理基本指針」(平成19年9月25日)に定める「個別マニュアル」に該当するものとする。

4 事件処理の迅速化と情報の共有

食品衛生オンラインシステムを活用し、事件処理の迅速化及び情報の共有を行う。

5 行政措置に係る事務処理

「食品衛生法等に基づく行政処分等に係る事務処理要領」(昭和49年12月17日付け食第700号)等で別に定める。

(集団発生時の対策本部の設置)

第3条 集団発生時には、事件処理のため必要に応じて「本庁本部」と「現地本部」を設置する。

なお、事件処理のための本部の編成や業務分担等については、別添のとおりにする。

(平常時における準備等)

第4条 平常時における準備等は、以下のとおりとする。

1 平常時の危機管理体制の推進

「埼玉県食の安全・安心条例」(平成16年8月3日条例第46号)に基づく「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」(平成19年4月1日施行)のVIに規定する危機管理対策部会「食中毒対策部会」において、平常時における危機管理体制を推進する。

2 緊急連絡網の整備等

夜間、休日、祝日及び勤務時間外に発生した食中毒等の連絡体制を整備しておく。

また、初動調査が円滑に行えるように、緊急連絡網を整備しておく。

3 器材の準備等

調査及び検査に使用するための用紙類、器具及び器材類を準備し、常に使用できる状態で保管する。

4 職員の研修

迅速かつ的確な調査ができるよう職員の技能、資質向上を目的に研修を実施するとともに、国の実施する講習会にも計画的に参加させる。

5 その他

衛生管理指導や収去検査等により、食中毒発生を未然に防止するよう努める。また、食中毒事例の集積・整理に努めることにより、今後の根本的防止対策の一助とする。

あわせて、食中毒予防の観点から、食中毒発生状況に関する食品等事業者及び県民への情報提供を図る。

附 則

この要綱は、平成10年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

別添 集団発生時における事件処理のための対策本部の編成と業務分担

1 本部の編成

集団発生時には、事件処理のため必要に応じて「本庁本部」と「現地本部」を編成し、その業務を分担する。

2 業務

本部で行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 原因施設、食中毒の病因物質及び汚染経路等の原因究明、対策の決定に関すること。
- (2) 患者、患者の家族及び関係者等の調査及び医療の確保に関すること。
- (3) 食中毒に関連する各種調査、情報の収集及び管理に関すること。
- (4) 各関係機関と連絡調整及び情報交換に関すること。
- (5) 原因究明委員会の運営に関すること。
- (6) 応援体制の調整に関すること。
- (7) 検査に関すること。
- (8) その他の原因究明、対策の決定等に関し必要と認められること。

3 両本部の事務分掌等

- (1) 両本部にチームリーダーとサブリーダー、各班に班長を置く。
- (2) 本庁本部については次のとおり。

ア 食品安全局長及び保健医療部関係各課所長で構成する。

イ 組織及び分掌事務は、別表1とおりにする。

ウ 評価及び検討を行うための原因究明委員会（以下「委員会」という。）を必要に応じ設置する。

(ア) 委員会は、疫学調査、微生物検査等の検査を評価し、原因究明の検討を行い、被害の拡大防止措置等をチームリーダーに提言する。

(イ) 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(ウ) 委員長は、対策チームサブリーダーをもってこれに充て、委員会の議長となり会務を掌理する。

(エ) 構成委員は、本庁本部の調査班、保健班、検査班の各班長及び現地本部のチームリーダーとする。

(オ) 委員長は、必要に応じ構成委員以外の学識経験者及び関係者から意見を求めることができる。

(カ) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が職務を行う。

(キ) 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

- (3) 現地本部については次のとおり。

ア 現地所管保健所長ほかで構成する。

イ 組織及び分掌事務は、別表2のとおりとする。

- (4) 前項の規定にかかわらず、各チームリーダーは食中毒事件の状況に応じて必要な班を置くことができる。

別表 1 本庁本部の組織及び分掌事務

チームリーダー		食品安全局長
サブリーダー		衛生研究所長
班	班長	分掌事務
総務班	保健医療政策課長	関係機関・本部内の連絡調整に関すること。
調査班	食品安全課長	施設及び患者調査の総括に関すること。 処理対策の企画立案に関すること。 国及び他自治体への連絡調整に関すること。 食品監視担当設置保健所の応援に関すること。 原因究明委員会の運営事務に関すること。
保健・医療班	疾病対策課長	感染症予防に関すること。 感染症に関する情報収集及び提供に関すること。 患者・住民からの相談業務に関すること。 医療機関に関する情報収集及び提供に関すること。 医療機関の調整に関すること。
検査班	衛生研究所長	病原微生物の検査に関すること。 化学物質検査に関すること。 水質検査に関すること。

別表 2 現地本部の組織及び分掌事務

チームリーダー		現地所管保健所長
サブリーダー		(現地本部チームリーダーが定める。)
班	班長	分掌事務
総務班	(総務担当)	現地本部の庶務に関すること。 関係機関・現地本部内の連絡調整に関すること。
調査班	(生活衛生・薬事担当)	患者・施設等の調査に関すること。 原因究明調査に関すること。 拡大防止措置に関すること。 検査検体の送付に関すること。
保健班	(保健予防推進担当)	感染予防に関すること。 患者・住民からの相談業務に関すること。 医師会との連絡調整に関すること。